

○笛吹市建設工事等入札制度合理化対策要綱

平成16年10月12日

告示第78号

第1 方針

建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理業務(以下「工事等」という。)の公共性及び特殊性を考えると、市が発注する工事等の執行に当たっては、公正自由な競争を図るとともに、業者の信用、技術及び施行能力等を十分勘案する必要がある。このため入札に参加しようとする者については、一定の基準に基づきその資格を審査するとともに、建設工事については「建設業業種」(以下「業種」という。)の客観的事項審査を基礎とし、かつ、主観的要素を加え、入札制度の合理的な運営を図るものとする。

第2 入札参加者の資格

市が発注する工事等の入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同施行令第167条の4の規定によるほか、同施行令第167条の11第2項の規定に基づき、当該入札に参加するため必要な資格の審査(以下「資格審査」という。)を受けることをその要件とする。

第3 資格審査の申込み

- 1 建設業の許可を受けている建設業者及び「建設工事に係る測量、調査、設計及び監理業務」(以下「測量等」という。)の登録業者で、資格審査を受けようとするものは、次の申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 「建設工事入札参加資格審査申請書」又は「入札参加資格審査申請書(建設工事)」
 - (2) 測量等の登録業者は、「入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等)」
- 2 この資格審査の有効期間は、審査基準日後の最初の4月1日から2年間とし、資格審査は平成13年度の審査より隔年ごとに実施するものとする。ただし、資格審査の中間年においても新規について審査を行うことができるが、この有効期間は中間年の審査基準日後の最初の4月1日から1年間とする。

第4 資格審査

審査は、入札参加資格についての適格性及び工事等の施工能力について行い、適格者とした者を有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載する。

1 適格性の審査

適格性については、第2の入札参加の資格について審査する。

2 工事施工能力の審査

工事施工能力については、1によって適格者と認められた者について、次に掲げる客観的事項について、業種ごとに審査し、主観的事項も審査するものとする。

(1) 客観的審査

客観的事項の審査は、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」(平成6年6月8日建設省告示第1461号)により行うものとする。

(2) 主観的審査

主観的事項の審査は、「笛吹市建設工事成績評定要領」第2条 評定の対象に該当する工事を対象とし、次のとおりの基準によるものとする。

$$c = a \times b / 30$$

客観点数 a

粗点 b

主観点数(算入点) c(小数点以下切捨て)

上記の粗点bとは、1月1日から12月31日までにおこなわれた各工事成績評定のランク(「笛吹市建設工事成績評定要領」第5条 評定の区分による)による粗点を登録業者ごとに平均した値とする。

ランク	粗点
A	+3
B	+2
C	+1
D	0
E	-1
F	-3

(3) 工事施工能力の判定

工事施工能力の判定は、客観的審査数値に主観的審査数値を加えて評定するものとする。

(4) 名簿登載後の変更

名簿登載後、第4の1の適格性を欠いた者は、有資格業者名簿から削除し失格とする。

第5 等級別発注区分

次の表の工事種類については、等級を設けて格付し、指名競争入札の場合は、各等級に対応した附請負額の範囲内で指名選定を行うものとする。ただし、発注工事の規模、同時発注の件数及び工事内容等を勘案して、それぞれ直近下位の等級に指名することができるものとする。

等 級	事項 区分	附請負額					
		土木一式	建築一式	電気	管	舗装	水道施設
A	金額	1,000万円以上	500万円以上	500万円以上	500万円以上	130万円以上	500万円以上
B	金額	5,000万円未満	5,000万円未満	2,500万円未満	3,000万円未満	3,000万円未満	3,000万円未満
C	金額	2,000万円	2,500万円	1,000万円	2,000万円		2,000万円

		未満	未満	未満	未満		未満
--	--	----	----	----	----	--	----

第6 指名会議

指名競争入札の場合は、入札、契約制度の円滑な運営と工事等の入札に参加させようとする者を選定するため、その都度「笛吹市建設工事等指名業者選考会議」を開催する。

第7 指名基準

- 1 契約担当者は、入札に参加する者を指名しようとするときは、次の事項を併せて考慮し、選定するものとする。ただし、審査基準日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは、基準日以前の状況も勘案し、当該状況等を判断できるものとする。

(1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無

次の事項に該当する場合は指名しないものとする。

ア 笛吹市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領(平成16年笛吹市告示第79号。以下「入札参加資格停止要領」という。)に基づく入札参加資格停止期間中であること。

イ 市発注工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められること。

(ア) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。

(イ) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

ウ 警察当局からの市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事から排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められること。

(2) 審査基準日以降における経営状況

銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は指名しないものとする。

(3) 審査基準日以降における工事等の成績

工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案する。

(4) 当該工事に関する地理的条件

本市における工事の施工特性、地理に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案する。

(5) 手持ち工事の状況

手持ち工事の件数、工事現場従業員の保有状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうか総合的に勘案する。

(6) 受注の状況

当該年度の指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないよう配慮する。

(7) 工事施工についての技術者の状況

次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案する。

ア 工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。

イ 審査基準日以降の受注工事への技術者の配置状況からみて、当該工事を確実に円滑に実施できる体制であること。

(8) 当該工事についての技術的適性

次の事項に該当するかどうか総合的に勘案すること。

ア 当該工事と同種工事について相当の実績があること。

イ 当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。

ウ 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。

(9) 工事等の経歴

過去2年間の公共工事(国、市町村、公団公社等)の経歴からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを勘案する。

(10) 審査基準日以降における安全管理の状況

ア 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないものとする。

イ 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案する。

ウ 過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者がいないこと等、安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重する。

(11) 審査基準日以降における労働福祉の状況

ア 賃金不払に関する労働基準監督署等からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないものとする。

イ 建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等退職金支給制度の加入せず、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案する。

ウ 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等、労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重する。

2 指名選定の特例

次の各号のいずれかに該当する場合で、特に必要があると認めるときは、第5の規定

にかかわらず、特別に指名選定をすることができる。

- (1) 災害応急工事等特に緊急を要する場合
- (2) 特殊な技術又は経験を要する工事等の場合
- (3) その他特別の事情があると認められる工事の場合

第8 指名選定業者数

指名競争入札の方法による工事等の指名選定業者数は、次のとおりとする。

請負金額	指名数(人)
1,000万円未満	5～10
1,000万円以上5,000万円未満	6～12
5,000万円以上1億円未満	8～16
1億円以上	10～20

ただし、次の場合は、この限りでない。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事
- (2) 特殊な技術を要する工事等
- (3) 地域の実情を勘案してこれにより難しい工事
- (4) その他これらに準ずるものとして認める場合

第9 指名選定の停止

指名選定の停止については、別に定める入札参加資格停止要領により行うものとする。

第10 発注見通し、入札及び契約の公表

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「同施行令」(以下「適正化法」という。)により、発注見通し、入札及び契約の過程・内容を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の八代町建設工事等入札制度合理化対策要綱(八代町制定)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年1月31日告示第15号)

この告示は、公布の日から施行し、平成17年1月24日から適用する。

附 則(平成17年4月7日告示第61号)

この告示は、平成17年4月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(平成17年11月1日告示第153号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年4月1日告示第87号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第52号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月21日告示第91号)

この告示は、平成19年5月22日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日告示第 24 号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日告示第 47 号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。